

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年4月16日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

栄区内市有緑地緊急応急措置工事

2 履行(納品)場所

横浜市栄区内

3 契約日

令和元年9月9日

4 履行日又は履行期間

令和2年3月31日

5 契約金額

21,175,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

石井造園株式会社 代表取締役 石井 直樹

所在地:横浜市栄区笠間4-11-5

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

昨秋の台風15号により、栄区の田谷町市有緑地、上郷・中野特別緑地保全地区、飯島町特別緑地保全地区において土砂崩落や倒木等が発生しました。

これらの市有緑地はいずれも民家に隣接しており、再び台風や大雨が来ると、隣接地に被害を及ぼす可能性が高い状況でした。そのため、法面処理や倒木等の伐採、発生材処理について早急な対応が必要となり、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

災害協力業者リストの中に記載があり、過去の業務経験から当該地を熟知しており、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できる「石井造園株式会社」を選定しました。

9 所管課

環境創造局緑地保全推進課